

朝日一括データ伝送サービス規定

1. 朝日一括データ伝送サービス

(1) 朝日一括データ伝送サービス（以下「本サービス」といいます）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます）からの当金庫が指定するパソコン等の端末機（以下パソコン等といいます）による依頼に基づき、次の取引を行う場合に利用できるものとします。

①本サービスの所定の振込・振替を行なう場合、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます）からご指定金額を引落しのうえ、依頼人が指定した当金庫本支店、あるいは当金庫以外の金融機関の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）へ入金する場合。

(2) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取り扱います。

①支払指定口座と入金指定口座とが同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。

②支払指定口座が入金指定口座と異なる当金庫本支店にある場合、または当金庫以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取り扱います。

2. 振込または振替の受付

(1) 本サービスは、当金庫のコンピュータと依頼人が占有管理するパソコン等を通信回線により接続のうえ、本申込書により、契約したデータを伝送する場合に利用できるものとします。

(2) 本サービスにより振込または振替を依頼される場合には、パソコン等で振込データを伝送して取り扱うこととします。

(3) データの様子は全国銀行協会の取決めに準拠してください。

(4) 本サービスに使用する制御電文のコードは表記のパスワード・センター確認コード・サービス別暗証番号を使用します。

(5) 本サービスにより取り扱うデータは給与（賞与）振込および総合振込とします。

(6) 本サービスで取り扱う各データの伝送時限は次の各号の通りとします。

①給与（賞与）振込については、振込指定日の10営業日前から3営業日前の16時までの間に伝送を完了する。

②総合振込については、振込指定日の10営業日前から1営業日前の16時までの間に伝送を完了する。

(7) 当金庫は伝送された振込データに瑕疵があり、その処理が困難であると判断した場合は、当該データの受付をしません。

3. 振込または振替契約の成立

(1) 振込・振替契約は当金庫が振込・振替の依頼を承諾し、振込金額および手数料を受領した時に成立するものとします。

(2) ご依頼の内容については当金庫が伝送されたデータを受信した時点で確定するものとします。

(3) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫はご依頼の内容に従い、支払指定口座から振込金額と第8

条第1項の振込手数料との合計額または振替金額を引き落としのうえ、ご指定の日に当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。

(4) 支払指定口座からの振込資金の引き落としは、普通預金規定、総合口座取引規定、朝日キャッシュサービス規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定、朝日カードローンカード規定、朝日ビジネスキャッシュカード規定にかかわらず、通帳・カード及び払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取り扱います。

(5) 以下の各号に該当する場合、振込及び振替はできません。

①振込または振替時に振込金額と第8条第1項の振込手数料との合計金額または振替金額が支払指定口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるとき。

②支払指定口座が解約済のとき。

③依頼人から支払指定口座の支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。

④差押え等やむを得ない事情があり当金庫が支払いを不相当と認めたとき。

4. 給与（賞与）振込サービス

(1) 給与（賞与）振込を取り扱う場合は、別途「給与振込に関する契約書」を締結してください。

(2) 給与（賞与）振込の依頼は、第2条6項1号の日時まで振込データの伝送を行ってください。

(3) 振込資金は振込指定日の3営業日前までに当金庫へ交付するものとします。

(4) 当金庫は依頼人がデータ伝送により送付した給与（賞与）振込を委託するデータに基づき振込指定日に受給者の入金指定口座へ入金するよう振込手続きをします。

5. 総合振込サービス

(1) 依頼人は、当金庫に対し依頼人の取引先に対する支払金の振込事務（以下「総合振込」といいます）を委託し、当金庫はこれを受託します。

(2) 振込を指定できる取扱店は、当金庫の本支店及び当金庫以外の金融機関の国内本支店とします。

(3) 振込依頼は、第2条6項2号の日時まで振込データの伝送を行ってください。

(4) 当金庫は、依頼人が総合振込の委託のために前項に従い伝送した振込データにより指定された振込指定日に振込手続きをします。

(5) 振込資金は振込指定日の1営業日前までに当金庫へ交付するものとします。

(6) 依頼人の取引先に対する振込金の支払開始時期は、振込金が入金指定口座に入金された時とします。

(7) 当金庫は振込受取人に対し、入金通知は行いません。

6. 振込の組戻し

(1) 振込契約の成立後にその依頼を取り止める場合は、取扱店の窓口において次の組戻し手続きにより取り扱います。

①組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に記名捺印のうえ、取扱店に提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求める場合があります。

②当金庫は、組戻依頼に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

③組戻しされた振込資金は、当該資金が払い出された口座に返却します。

(2) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信している時は、組戻しができないことがあります。この場合は、受取人との間で協議してください。

7. 振込または振替取引に関する連絡先

(1) 本サービスについて依頼人に通知・照会をする場合は、朝日一括データ伝送サービス申込書に記載された住所・電話番号または支払指定口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。

(2) 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. 手数料

手数料は、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、朝日キャッシュサービス規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定、朝日カードローンカード規定、朝日ビジネスキャッシュカード規定にかかわらず、通帳・カード及び払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取り扱います。

(1) 本サービスにより総合振込・給与（賞与）振込をする場合は、当金庫所定の振込手数料を支払ってください。

(2) 第6条により「組戻し」の取り扱いをした場合は当金庫所定の組戻手数料を支払ってください。ただし、組戻しが出来なかった時は、組戻手数料は返却します。なお、本サービスの手数は諸般の事情により変更することがあります。

9. 暗証番号等の管理

(1) 端末および暗証番号は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理していただくものとします。

(2) 端末は、常に依頼人本人の占有・管理下に置かれるものとし、他人への貸与等を行わないでください。

(3) 各種暗証番号は、当金庫所定の方法により指定してください。また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように厳重に管理してください。

(4) 端末、各種暗証番号につき、盗取もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。

10. 免責事項

次の各号の事由により振込・振替金の入金不能、入金延滞、事故等があっても、これによって生じた損害について当金庫は責任を負いません。

(1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。

(2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。

(3) この取り扱いによる振込または振替依頼の受付の際当金庫が受信した暗証番号、支払指定口座番号ユース端末の場合は電話番号との一致を確認して取り扱いましたうえは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、当金庫の暗証番号管理に不備があった等の特段の事由がない限り、

そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

ただし、端末、暗証番号等の盗取等により不正に行われた振込の損害である場合、個人の依頼人は第 11 条の定めに従い補償を請求できるものとします。

(4) 電話回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより依頼人の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、当金庫は、所定の安全措置を提供している限り、そのために生じた損害について、第 11 条に定める場合を除き、責任を負いません。

(5) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由により、取り扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. 暗証番号等の盗取等による不正な振込等

(1) 補償の要件

端末、暗証番号等の盗取等により行われた不正な振込については、次の各号のすべてに該当する場合、個人の依頼人は当金庫に対して当該振込にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。

① 依頼人が本サービスによる不正な振込の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。

② 当金庫の調査に対し、依頼人から十分なお説明をいただいていること。

③ 依頼人が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。

(2) 補償の対象額

前項の請求がなされた場合、不正な振込が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを依頼人が証明した場合は、その事情が継続していた期間に 30 日を加えた日数まで遡った期間とします）前の日以降になされた不正な振込にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下「補償対象額」といいます）を補償するものとします。

ただし、当該振込が行われたことについて、依頼人に重大な過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。

(3) 適用の制限

前 2 項の定めは、第 1 項に係る当金庫の通知が、端末、暗証番号等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な振込が最初に行われた日）から、2 年を経過する日以降に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 補償の制限

第 2 項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償に応じることはできません。

① 不正な振込が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合。

イ. 依頼人の配偶者、二親等内の家族、同居の家族、その他同居人、または家事使用人によって行われた場合。

ロ. 依頼人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じて、またはこれに付随して不正な振込が行われた場合。

12. 譲渡・質入れの禁止

本サービスの取引に基づく依頼人の権利は、譲渡・質入れすることはできません。

13. 解約

本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は当金庫所定の書面によるものとします。また、手数料の未払いが生じた場合、あるいはお届けの電話番号によりご連絡がとれない状態が生じた場合は、当金庫は通知を省略し、本サービスを解除することができるものとします。

14. 契約期間

本サービスの契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

15. 届出印

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更・解約等には、あらかじめお届けの印鑑を使用してください。
- (2) 当金庫は諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類に偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、第11条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

16. 届出事項等の変更

- (1) 支払指定口座等の届出内容に変更がある場合は、当金庫所定の書面によりお取扱店にお届けください。この届出の前に生じた損害については、第11条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項による届出事項の変更の届出がなかったため、当金庫からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

17. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座規定、朝日キャッシュサービス規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定、朝日カードローンカード規定、朝日ビジネスキャッシュカード規定、給与振込に関する契約により取り扱います。

18. 経過措置

本規定第2条振込または振替の受付、第3条振込または振替契約の成立、第4条給与（賞与）振込サービス、第5条総合振込サービスにおいて、ご契約先が「朝日一括データ伝送サービス連絡票」のFAX送信を行う場合には、旧規定を適用するものとします。

以上

(平成20年11月現在)